

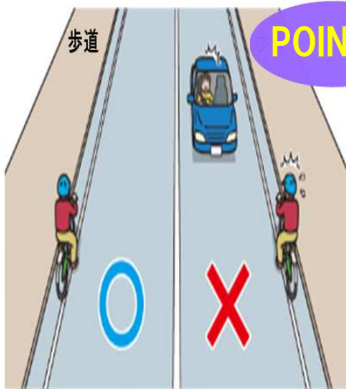
埼玉県内で交通死亡事故が多発しています！



交通事故に遭わないために、今すぐ実践！



○自転車は車道の左側を通行！



POINT！

○自転車は車道通行が原則で、左側を通行します。

○逆走(右側通行)は、他の車両と正面衝突する危険性があります。

○左側通行は、自転車を運転する上での基本です。必ず守りましょう。

【罰則】

3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

○交差点での一時停止と安全確認の徹底！



POINT！

○自転車の死亡事故の半数以上が交差点で発生しています。

○一時停止のある交差点や見通しの悪い交差点では必ず一旦止まって、左右の安全を確認しましょう。

【罰則】

3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

○自転車乗用中の「ながら運転」は絶対ダメ！



POINT！

○スマートフォンの通話や操作、音楽を聴きながら、傘をさしながらの運転は、視野を妨げたり、安定を失ったりする大変危険な行為です。

○「私だけは大丈夫」と考えていませんか？

重大事故に直結する行為です。絶対にやめましょう。

【罰則】

5万円以下の罰金

埼玉県警察